

春日部市子育て短期入所生活援助事業のご案内

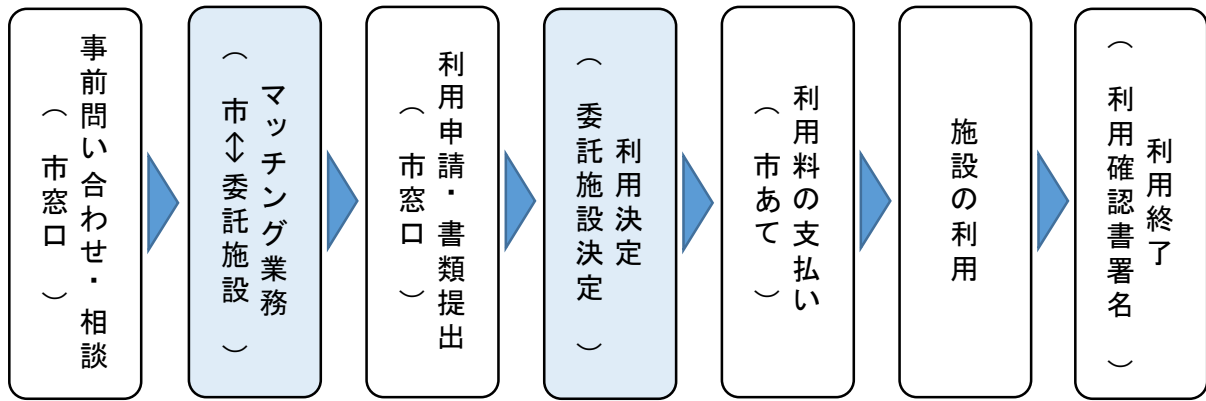
1. 事業の概要

内容	保護者の疾病や就労、育児疲れ等により、一時的にお子さんを養育することが困難になった場合に、乳児院や児童養護施設等で短期間お子さんをお預かりし、養育の支援を行います。		
対象者	市内に住所を有する0歳から小学校及び義務教育学校前期課程修了前の児童		
利用要件	保護者が次のいずれかに該当し、お子さんを養育できる方がいない場合 (1) 疾病、けが等による身体上の理由がある場合 (2) 出産、看護、冠婚葬祭、出張、公的行事への参加等による社会的理由がある場合 (3) 育児疲れ、育児不安等による身体上又は精神上の理由がある場合 (4) その他、特に必要と認める理由がある場合		
利用期間	1回または一月につき、原則7日(6泊7日)以内		
利用者の負担額	区分	2歳未満	2歳以上
	・生活保護世帯 ・ひとり親家庭等で市県民税非課税世帯	0円	0円
	・市県民税非課税世帯 ・ひとり親家庭等	1,100円	1,000円
	・その他世帯	5,350円	2,750円
	<<備考>> 1. 利用料は、1人1日分の金額です。(2泊3日の場合、3日分の利用料が発生します) 2. 年齢は、利用予定日初日の満年齢です。 3. 未申告等により非課税の判定ができない場合は、その他世帯とします。		

2. 受け入れ先について

受入れ先	住所	対象児童	施設HP
児童養護施設 子供の町	春日部市西金野井337	3歳～12歳	
児童養護施設 エンジェルホーム			
児童養護施設 いわつき	さいたま市岩槻区徳力206	3歳～12歳	—
いわつき乳児院		0歳～3歳	
富士見乳児院	久喜市本町7-2-72	0歳～1歳	

3. 利用手続きの流れ



事前問い合わせ・相談

・利用を希望する場合、春日部市こども育成課こども育成担当(048-796-8193)まで連絡してください。状況等についてお話を伺った上で、委託施設とのマッチングをします。

利用申請・書類提出

- ・子育て短期入所生活援助事業利用申請書(市ホームページ掲載または窓口にあります)
- ・子育て短期入所生活援助事業利用調書(市ホームページ掲載または窓口にあります)
- ・児童扶養手当証、またはひとり親家庭医療証(ひとり親家庭の場合)
- ・生活保護受給証明書(生活保護受給の場合)
- ・お子さんの健康診断書
- ・その他、各施設において必要となる書類

利用決定

- ・利用施設が決定し、手続きが完了次第、子育て短期支援事業事業利用承認通知書を申請者様あてに送付します。
- ・利用開始日の2週間前までに、入所予定のお子さんの健康診断を受けて、診断書を提出してください。なお、健康診断書作成に要する費用は保護者の負担となります。
- ・利用する施設により、その他検査の提出を求める場合があります。

利用料の支払い

- ・子育て短期支援事業事業利用承認通知書に納入通知書が同封されている場合は、利用開始日までに利用料のお支払いをお願いいたします。

施設の利用

- ・施設へのお子さんの送迎は、原則、保護者が行ってください。
- ・利用のキャンセルや変更を希望する場合は、必ず、春日部市こども育成課こども育成担当(048-796-8193)にご連絡ください。

4. ご利用にあたって

施設について

- ・空き状況や感染症の発生状況等により、施設側での受け入れ態勢が整わない場合、要件を満たしていても利用できない場合があります。
- ・持ち物は、施設により異なります。
- ・お子さんの疾病等や施設の生活に適さないと認められるときは、利用できない場合があります。
- ・利用期間中は、施設を利用している他のお子さんと一緒に生活していただきます。

注意事項

- ・原則、施設による通園・通学の送迎はできません。
- ・利用期間中に施設の判断により、医療機関を受診するなど、その他の経費が発生する場合があります。それらにかかる費用は、保護者負担となります。
- ・急な発熱など、お子さんの体調不良が認められる場合は、利用期間中であっても、お迎えをお願いする場合があります。
- ・利用日が不確定な場合や流動的な場合、施設側の受け入れ態勢が整えられないため、利用できない場合があります。
- ・利用予定期間や送迎時間を変更する場合は、速やかに春日部市こども育成課こども育成担当に連絡してください。
- ・施設に損害を与えた場合は、保護者に負担していただく場合があります。

《お問い合わせ》

〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1
春日部市役所 こども育成課 こども育成担当
電 話 048-796-8193(直通)

(メモ欄)